

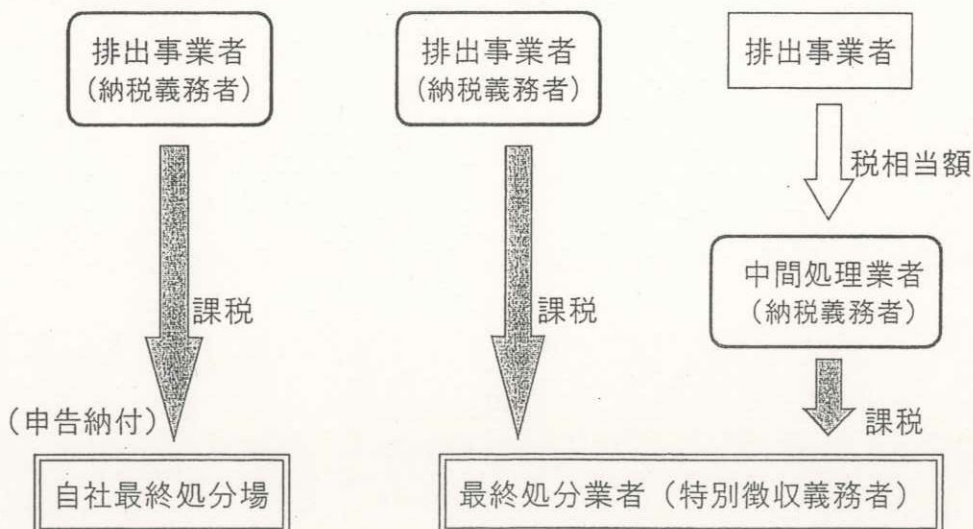
福島県の産業廃棄物税制度（案）の概要

1 目 的

産業廃棄物による環境への負荷を低減するためには、その排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を図っていく必要があります。福島県では、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルの推進等に関する施策の財源とするため、産業廃棄物税を導入します。

2 税の仕組み

【税の仕組み図】



(1) 納税義務者

県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とします。

※ 中間処理業者が負担した税については、その税相当額が中間処理料金に上乗せされることにより、排出事業者に転嫁されることとなります。

(2) 課税標準

県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とします。

※ 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、換算係数を用いて容量を重量に換算して計算します。

(3) 税率

産業廃棄物の最終処分場への搬入重量 1 トンにつき 1,000 円

(4) 徴収の方法

- 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とします。
- 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合は、申告納付の方法によります。

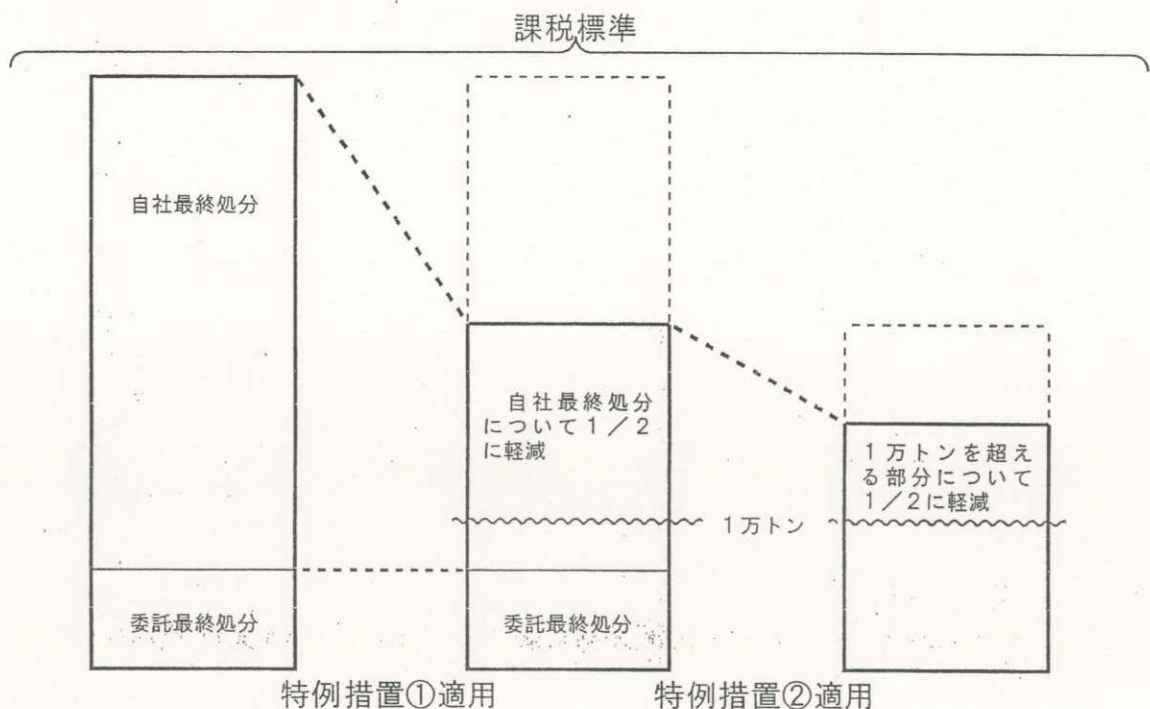
※ 「特別徴収」とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度をいいます。

3 課税の特例

- (1) 排出事業者が自ら設置した最終処分場への搬入（自社最終処分）に対しては、その重量に1/2を乗じたものを課税標準とします。
- (2) 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を乗じたものを課税標準とします。

※ 他の事業者より委託を受けて中間処理された産業廃棄物の最終処分場への搬入については、(1) 及び (2) の課税特例措置は適用されません。

【イメージ図】



4 税収の使途

- 産業廃棄物排出量の削減への技術的・経済的支援
- リサイクル技術の導入支援や企業間情報交換ネットワークの構築
- 処分場の周辺環境整備等による産業廃棄物処理施設の整備促進
- 環境教育・学習による産業廃棄物に関する県民の理解の促進
- 不法投棄防止対策の強化や優良な処理業者の育成

5 施行時期

条例の施行については、総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、施行後5年を目途として見直すこととします。